

アイドリングストップ支援機器等導入における助成金について

1. 助成対象期間

令和8年3月1日～令和9年2月末日の間に導入並びに支払い、リース契約及び割賦販売契約が完了するものとします。

2. 受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月5日までとします。

但し期間中であっても、予算に達した場合は受付終了とします。

3. 助成対象

事業用自動車の運転者が休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用可能な蓄熱マット等・エアヒータ・燃焼式ヒータ・車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置で、**別表 1**の助成対象機器といたします。

機器の中古品は対象外となります。

助成対象額には機器本体価格の他、部品、付属品等の費用を含む。

取付け工賃、消費税、送料等は除く。

埼玉県内の事業用貨物自動車に取り付けた場合のみ対象となります。

4.1 会員の助成数及び助成額

| 機器の種類 | 助成数 | 助成額 |
|---------------------------|---|---|
| 蓄熱式又は電気式の 毛布、マット・ベッド | 1会員 10枚を上限とする | 1枚あたり購入価格の1/2 (1,000円未満切捨) 上限 10,000円 |
| エアヒータ 燃焼式ヒータ | エアヒータ・燃焼式ヒータ・ 車載バッテリー式冷房装置・ 蓄冷式冷房装置 合わせて1会員10基を上限とする | 1基あたり購入価格の1/2 (1,000円未満切捨) 上限 60,000円 |
| 車載バッテリー式冷房装置 又は蓄冷式冷房装置 | | |